

「協働推進基金」NPO活動資金助成申請を受け付けます

この基金は皆さんの寄附により運営しています

19年度は、1事業当たり助成限度額50万円、助成総額300万円に拡充して実施します

区では、区内で活躍するNPO法人に活動資金を助成するため「協働推進基金」を設置しています。

今回は、19年度のNPO活動資金助成の申請についてお知らせします。NPOの活動資金助成や登録NPOの活動状況等は、新宿区ホームページの「協働のひろば」でご覧いただけます。

【問合せ】地域調整課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273) 3872へ。

●19年度NPOの活動資金助成の申請

【対象】事前に区に登録したNPO法人で、区民の方を対象とした特定非営利活動促進法に基づき行う「特定非営利活動にかかわる事業」で、助成決定の日から翌年の3月31日までに事業が終了するもの

【助成の基本方針】(助成を行うNPOの事業)

◎区が第四次実施計画で取り組む4つの課題の解決に向けた事業

◎助成により新たな事業のスタートまたは継続的事業のステップアップにつながるもの

◎多くの区民の方の社会貢献活動の啓発に役立つもの

◎NPOの専門性、先駆性を生かし自主的に行う事業
【助成限度額等】年間50万円(助成対象事業費総額の2分の1以内)

※申請は1団体に付き1事業のみです。助成内容等詳しくは、同課で配布する案内をご覧ください。新宿区ホームページをご覧ください。

【審査】5月上旬に1次審査(書類選考)、5月下旬に2次審査(公開プレゼンテーション)を実施し、6月上旬に決定します。

【申請・問合せ】4月25日(水)までに「協働推進基金助成申請書」を直接、地域調整課コミュニティ係(本庁舎1階)へ。申請時に10分程度のヒアリングを行いますので、事前に同課にご連絡ください。見積書等の資料を提出していただく場合があります。

■18年度の「協働推進基金」NPO活動資金助成実績 23団体の助成申請があり、そのうちの9団体の事業に助成しました(助成総額200万円)。

●NPOの区への登録

【対象】次のすべての要件を満たすNPO法人。①主たる事務所と特定非営利活動を行う活動拠点が新宿区内にある、②事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が50%以上ある、③区民の方を対象とした非営利活動事業を行い、かつその事業計画がある

※詳しくは、同課で配布する案内をご覧ください。新宿区ホームページをご覧ください。

●NPO活動資金助成・登録に関する説明会

【日時】4月10日(火)午前10時から
【会場】区役所本庁舎3階302会議室

【対象】区内のNPO法人

【申込み】電話かファックス(法人名・電話番号・参加人数を記入)で地域調整課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273) 3872・☎(3209) 7455へ。説明会終了後に登録申請を受け付けます。希望する方は必要書類を確認の上、お持ちください。



NPO法人森とでんえん倶楽部～森林体験教室での火おこし体験

NPO活動への寄附を通して「社会貢献」をしませんか?

●区民の方・事業者の皆さんへ

皆さんからの寄附金を積み立てて「協働推進基金」とし、NPO法人へ活動資金を助成します。寄附金の額に制限はありません。また、皆さんの意思をできる限り尊重し、寄附をしたいNPO活動の分野・団体を希望できます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【寄附の方法】電話で寄附申出書を地域調整課コミュニティ係 ☎(5273) 3872へ請求してください。申出書は地域調整課・特別出張所でも配布しています。寄附金は直接窓口にお持ちいただくか、振り込みの方法で受け付けます。

【税制上の優遇措置】協働推進基金にご協力いただくと、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

◎18年12月1日～19年3月30日に、協働推進基金に寄附をしていただいた皆さんです。ご協力ありがとうございました。

寄附者の名称・寄附の金額(敬称略)
新宿どんぐりの会…10万円、(有)四谷市場山崎米店…100万円、匿名3件…1002万5千円

ベンチャー企業道場しんじゅく

●派遣を希望する企業を募集

区内の中小企業や創業者で、経営上の改善や課題解決を図りたい方、株式公開や経営革新を目指す方に、経営の専門家である企業育成指導者(公認会計士、中小企業診断士等)を毎月1回程度派遣します(無料)。

【派遣期間】平成20年3月まで

【申込み】申込書に必要書類を添えて5月10日(水)までに商工観光課(〒160-0023西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344) 0702へ。選考で派遣先を決定します。詳しくは、お問い合わせください。

千代田区と中央区の区民保養施設が利用できます

区は、千代田区および中央区と連携し、相互の保養施設について、それぞれ区民優先の受け付け後、空き室の利用を進めていきます。料金や施設等、詳しくは各区のホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

▶千代田区の保養施設

①箱根千代田荘(神奈川県箱根町)…箱根登山鉄道強羅駅から徒歩5分

【問合せ】箱根千代田荘 ☎0460(86) 1150へ。

②湯河原千代田荘(神奈川県湯河原町)…JR東海道線湯河原駅からバス20分

【問合せ】湯河原千代田荘 ☎0465(63) 1153へ。

③孺恋自然休養村(群馬県孺恋村)…

JR吾妻線万座鹿沢口駅から送迎車で30分

【問合せ】千代田区保養施設担当 ☎(5211) 4181へ。

▶中央区の保養施設

①伊豆高原荘(静岡県伊東市)…伊豆急行伊豆高原駅からバス5分、下車徒歩3分

②ヴィラ本栖(山梨県富士河口湖町)、富士急行河口湖駅からバス40分、下車徒歩15分

【問合せ】中央区地域振興課 ☎(3546) 5623へ。

▶新宿区の保養施設

詳しくは、広報しんじゅくの毎月25日号をご覧ください。

【問合せ】文化国際課文化国際係(本庁舎1階) ☎(5273) 3504へ。

携帯電話版ホームページ「モバイル新宿区」を開設

http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html

新宿区ホームページに掲載している情報の一部を、携帯電話からご覧いただけます。携帯電話でホームページが閲覧できるサービス(i-mode、EZweb等)を契約している場合、利用できます。上記の携帯電話用アドレスを入力していただくか、右記の二次元コードを読み取ってご利用ください。

【情報提供内容】最新トピックス、新宿区観光情報・図書館サービス・モバイル新宿☆福祉・新宿区気象情報(危機管理課)へのリンク、区の主な施設のダイヤルガイド

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273) 4064へ。



二次元コード

中小企業向け制度融資

19年度 ワーク・ライフ・バランス企業応援資金の新設、から 環境保全資金の拡充



区では、区内の中小企業の皆さんが経営に必要な資金を低金利で利用できるよう、金融機関への融資あっせんを行っています。経営の拡大・安定化、区内での創業等にご利用ください。

19年4月現在

融資の種類	貸付額	貸付期間(うち据置期間)	年利(利子補給)
商工業資金	運転資金	1,500万円以下	7年以内(6か月以内)
	設備資金	2,000万円以下	9年以内(6か月以内)
	運転設備資金	2,000万円以下	7年以内(6か月以内)
ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	500万円以下	5年以内(6か月以内)	2.1%以下(1.4%以下) 本人負担0.7%以下
環境保全資金	500万円以下	5年以内(6か月以内)	2.1%以下(1.05%以下) 本人負担1.05%以下
情報技術活用促進資金	500万円以下	5年以内(6か月以内)	
小規模企業資金	750万円以下	6年以内(6か月以内)	
経営応援資金(旧デフレ対策資金)	500万円以下	5年以内(6か月以内)	
地場産業振興資金	運転資金	1,000万円以下	6年以内(6か月以内)
	設備資金	1,500万円以下	8年以内(6か月以内)
	運転設備資金	1,500万円以下	6年以内(6か月以内)
店舗改装資金	1,500万円以下	8年以内(6か月以内)	
創業資金	2,000万円以下	7年以内(12か月以内)	2.1%以下(1.4%以下) 本人負担0.7%以下

【融資の種類・貸付額等】左表のとおり

【対象】次のすべての条件を満たす中小企業者の方。①区内に本店(営業の本拠)があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業している(創業資金については、区内に本店(営業の本拠)をにおいて創業しようとする等)、②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、③住民税・事業税を滞納していない ※個人事業の場合、事業所が区外でも、区内に1年以上居住していれば利用できるようになりました。

●融資資金の新設・拡充

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する企業を支援するために「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」による優遇資金融資を新設しました。また、環境保全資金も優遇資金融資として拡充



し、ISO14001の取得や緑化の推進資金等にも利用できるように、対象を拡大しました。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】商工観光課(BIZ新宿4階) ☎(3344) 0702へ。